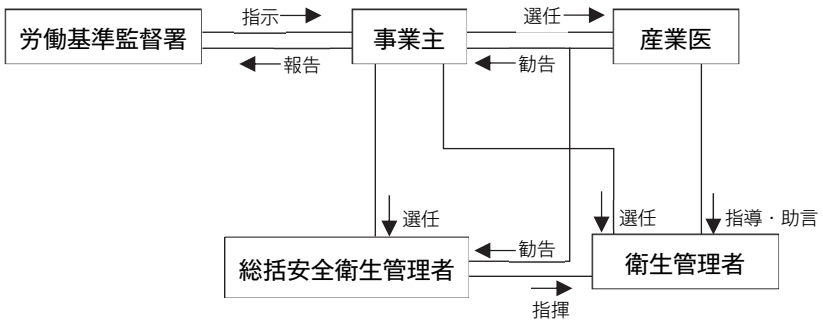


第 1 章

関係法令（有害業務以外）

1 安全衛生管理体制

◆ 労働衛生に関する事業所の管理体制



(1) 総括安全衛生管理者の選任

- ☐ 選任の必要要件に達した日から１４日以内に選任が必要。
- ☐ 林・鋳・建設・運送・清掃業等は労働者１００人以上で選任。
- ☐ 電気・ガス・水道・製造・卸売り・小売り・旅館・ゴルフ・通信・自動車整備業・機械修理業等は労働者３００人以上で選任。
- ☐ その他は労働者１０００人以上で選任。
- ☐ 業務としては、衛生管理者への指示、安全衛生に係る方針の表明等がある。
- ☐ 総括安全衛生管理者は、その事業の実施を統括管理する者であり、特に資格等が必要なわけではない。

◆ 総括安全衛生管理者の選任

業種	規模（人）
林業、鋳業、建設業、運送業、清掃業	１００人以上
製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業 熱供給業、水道業、通信業、卸売業、 家具・建具・じゅう器卸売業、小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	３００人以上
その他の業種	１０００人以上

- ※総括安全衛生管理者の選任を要しない事業場では、事業者自ら総括安全衛生管理者の役割を担って安全衛生業務を統括管理する。
- ※総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故等のやむをえない事情により職務を行うことができないときは、代理を選任しなければならない。

(2) 衛生管理者の選任

- 選任の必要要件に達した日から 14 日以内に選任が必要。
- 労働者 50 人以上の事業所で選任（基本は専属、10 人以上 50 人未満は衛生推進者を選任）。
- 50 人～200 人 = 1 人選任
201 人～500 人 = 2 人選任
501 人～1000 人 = 3 人選任
1001 人～2000 人 = 4 人選任
2001 人以上 = 5 人選任
- 1001 人以上の場合は、専属者 4 人のうち 少なくとも 1 人を専任 しなければならない。
- 2 人以上の衛生管理者を選任する場合、1 人は事業所専属でない労働衛生コンサルタントから選任することができる。
- 農林畜水産・製造・建設・医療・清掃・運送・電気・ガス・水道業等は 第一種衛生管理者 でなければならない。
- 少なくとも週 1 回巡回をし、設備・作業方法・衛生状態等を確認する義務がある。
- 衛生管理者の主要業務は、「安全衛生に係る方針の表明・健康保持増進のための措置・労働者の安全衛生教育・労働災害の防止対策等のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること」である。事業者はその権限を衛生管理者に与えなければならない。
(労働者の健康管理に関して事業主に『勧告』するのは衛生管理者でなく産業医の責務である。)

◆ 業種の区分による衛生管理者の資格・免許等

業種の区分	資格・免許等
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業、 (物の加工業含む)、電気業、ガス業、 水道業、熱供給業、運送業、医療業、 清掃業、自動車整備業、機械修理業	第一種衛生管理者、 衛生工学衛生管理者、 医師、歯科医師、 労働衛生コンサルタント等
その他の業種	上記に加え、 第二種衛生管理者

◆ 事業場の規模と衛生管理者の選任数

事業場の規模	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人
500人を超え1000人以下	3人
1000人を超え2000人以下	4人(内1人専任)
2000人を超え3000人以下	5人(内1人専任)
3000人を超える場合	6人(内1人専任)